

ファンドニュース

投資事業有限責任組合契約に関する法律の改正



2024年10月

はじめに

第213回国会で「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」が可決され、改正法が2024年6月7日に公布されました。これに伴い、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」(以下、「有責法」)も改正されることとなりました。経済産業省作成の改正概要資料(https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/LPS-kaiseigaiyo_2024.pdf)に記載のとおり、当改正は下記3点を主な目的としています。

- ・国内事業者の海外進出への資金供給が容易に
- ・暗号資産への投資によるWeb3.0スタートアップへの資金供給が可能に
- ・合同会社で起業するスタートアップへの資金供給が可能に

今回のファンドニュースでは、有責法の改正に関して、条文を参照しながら要約し、内容をご説明します。当ファンドニュースが皆様の理解の一助となれば幸いです。

有責法の改正の主な項目は以下の4点で、条文の参考や概要は後述しますが、要約は以下のとおりとなります。なお、以下の要約はあくまでも改正に関して、より皆様の理解に資するために簡潔に記載するものですので、詳細は後述の記載をご確認ください。

| 項目 | 要約 |
|--------|----------------------------------|
| 海外投資比率 | 一部の外国法人に対し、50%を超えて投資ができるようになります。 |
| 合同会社持分 | 合同会社に直接、投資できるようになります。 |
| 暗号資産 | 一部の暗号資産に対し、投資ができるようになります。 |
| 監査意見範囲 | 業務報告書が監査意見範囲から除外されます。 |

当ファンドニュースは各項目ごとに「条文(新旧対照表)」「施行日」「概要」および「留意点」の順番に記載しております。条文を記載しているため、多少分量が多くなっていますので、まずはご自身の理解にとって必要な箇所を中心にご確認ください。

海外投資比率にかかる改正

A) 条文(新旧対照表)

| 投資事業有限責任組合契約に関する法律 | |
|---|--|
| 新 | 旧 |
| <p>第二条 この法律において「事業者」とは、法人(外国法人(本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める者を除く。次条第一項第十一号において同じ。)を除く。)及び事業を行う個人をいう。</p> | <p>第二条 この法律において「事業者」とは、法人(外国法人を除く。)及び事業を行う個人をいう。</p> |
| <p>第三条 2 前項第一号から第三号まで、第六号又は第八号に掲げる事業に係る株式、持分、新株予約権又は指定有価証券には、前条第一項の政令で定める者については、これらに類似するものであって外国の法令に準拠するものを含むものとする。</p> | <p>※新設のため、該当なし</p> |

B) 施行日:2024年9月2日

C) 概要

これまで有責法においては、「事業者」から外国法人を除く一方、投資事業有限責任組合(以下、有責組合)が行う事業の遂行を妨げない限度において外国法人が発行する株式などへの投資(取得および保有)を行うことが認められており、具体的には出資総額に対するその割合が50%未満として法律施行令で定められていました。

投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令

第三条 法第三条第一項第十一号に掲げる事業については、同号の規定による取得の価額の合計額の組合員の出資の総額に対する割合が百分の五十に満たない範囲内において、組合契約の定めるところにより、行わなければならない。

投資事業有限責任組合契約に関する法律

第三条第一項第十一号 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であって、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

ただし、ファンドによる海外投資規制の特例として、「産業競争力強化法における外部経営資源活用促進投資事業計画について」(<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/lps.html>)に記載のとおり、「国際競争力強化の観点から、国内企業と海外企業のグローバルオープンイノベーションに関する経済産業大臣の認定を受けたファンドによる投資は、50%の海外投資比率規制の適用を除外」されています。

今回の有責法の改正により、「外国法人」から「本邦法人又は本邦人がその経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める者」が除かれることとなり、該当の法人については50%の規制の対象外となりました。なお、政令で定める者について、具体的には、以下の法律施行令に記載がありますので、併せてご確認ください。

投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令

(外国法人から除かれる者の範囲)

第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号。以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める者は、外国法人のうち、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 本邦法人又は本邦人(以下この条において「本邦法人等」という。)により総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有されている者その他本邦法人等により財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(次項において「意思決定機関」という。)を支配している者として経済産業省令で定めるもの(以下この条において「子法人等」という。)

二 本邦法人等又は子法人等との間の売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の五十以

上である者その他本邦法人等又は子法人等が出資、役員その他これに準ずる役職への本邦法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者として経済産業省令で定めるもの
2本邦法人等及び子法人等又は子法人等が他の者の意思決定機関を支配している場合における当該他の者は、その本邦法人等の子法人等とみなして、この条の規定を適用する。

なお、上記記載中「経済産業省令で定めるもの」については、条文の分量が多いため記載はしませんが、確認されたい場合は以下リンク先をご覧ください。リンク先は意見募集のためのページではありますが、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則(案)から変更なく施行となっています。(<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&bMode=1&bScreen=Pcm1040&id=595124080>)

D) 留意点

現在既に運用されている有責組合において、実際に外国法人が発行する株式などに対して投資を行う場合には、投資事業有限責任組合契約(以下、LPA)における定めも確認することが望ましいと考えられます。有責法の改正により、投資が行えるようになった場合でも、LPAにおいては投資を認めていない場合が想定されるためです。LPAにおいて投資が認められていない場合には、有限責任組合員などとのディスカッションおよびLPAの変更手続が必要となる可能性があることに留意する必要があります。

合同会社持分の取得

A) 条文(新旧対照表)

| 投資事業有限責任組合契約に関する法律 | |
|---|--|
| 新 | 旧 |
| <p>第三条 第一項</p> <p>一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに合同会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有</p> <p>二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。以下同じ。)又は合同会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有</p> | <p>第三条 第一項</p> <p>一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有</p> <p>二 株式会社の発行する株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は企業組合の持分の取得及び保有</p> |

B) 施行日:2024年9月2日

C) 概要

有責組合が営むことができる事業は以下のとおり限定列举となっており、改正前の有責法では、合同会社の持分の取得および保有は認められていませんでした。当改正により、合同会社の持分への直接的な投資が認められることとなりました。従前より、合同会社へ投資を行う場合には、匿名組合スキームを用いる事例が多く見られましたが、当改正により合同会社スキームのスタートアップなどへの投資がさらに促進される効果があるものと考えられます。

投資事業有限責任組合契約に関する法律

第三条 投資事業有限責任組合契約(以下「組合契約」という。)は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

D) 留意点

有責組合の評価方法として、例外的な方法である公正価値評価以外の方法を採用している場合、特に、通常は取得原価を評価額とし、必要に応じて減損処理を行う評価方法を採用する場合、合同会社に関する評価方法について、株式評価とは別に、適切に設計を行うことが望ましいと考えられます。合同会社の場合、株式会社とは異なり、1株当たりの純資産額(BPS)などの1単位あたりの価値の変化を確認することはできず、評価時BPSが取得時BPSより50%超下落した場合というような、評価方法の採用もしくは既存の評価方法を直接適用することができないことに留意が必要となります。

また、前述のとおり、有責法の改正により、投資が行えるようになった場合でも、LPAにおいて投資が認められない場合には、有限責任組合員などのディスカッションおよびLPAの変更手続が必要となる可能性があることに留意する必要があります。

暗号資産の取得

A) 条文(新旧対照表)

| 投資事業有限責任組合契約に関する法律 | |
|--|---|
| 新(第三条第一項) | 旧(第三条第一項) |
| 六の二 事業者のために発行される暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下この項において同じ。)の取得及び保有 | ※新設のため、該当なし |
| 八 前各号の規定により投資事業有限責任組合(次号を除き、以下「組合」という。)がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、暗号資産、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業 | 八 前各号の規定により投資事業有限責任組合(次号を除き、以下「組合」という。)がその株式、持分、新株予約権、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業 |
| 十一 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分若しくはこれらに類似するもの又は外国法人のために発行される暗号資産の取得及び保有であって、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの | 十一 外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であって、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの |

B) 施行日:公布の日(2024年6月7日)から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

C) 概要

前述のとおり、有責組合が営むことができる事業は限定列挙となっており、改正前の有責法では、暗号資産の取得および保有は認められていませんでしたが、当改正により「事業者のために発行される暗号資産」への投資が可能となります。なお、暗号資産の定義については、参考として以下もご確認いただくとよいかと考えます。

資金決済に関する法律

第二条 第十四項

この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するものを除く。

一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段(通貨建資産に該当するものを除く。)を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

なお、上記中「通貨建資産」については、同法において以下のとおり定義されています。

第二条 第七項

この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの(以下この項において「債務の履行等」という。)が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。

D) 留意点

未施行であるため、具体的に取得および保有が認められる暗号資産については今後も注視する必要があると考えられます。また、前述のとおり、有責法の改正により、投資が行えるようになった場合でも、LPAにおいて投資が認められていない場合には、有限責任組合員などとのディスカッションおよびLPAの変更手続が必要となる可能性があることに留意する必要があります。

監査の意見範囲の変更

A) 条文(新旧対照表)

| 投資事業有限責任組合契約に関する法律 | |
|---|--|
| 新 | 旧 |
| <p>第八条 第二項 2 前項の場合においては、無限責任組合員は、組合契約書及び公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の意見書(貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に係るものに限る。次項において同じ。)を併せて備えて置かなければならない。</p> | <p>第八条 第二項 2 前項の場合においては、無限責任組合員は、組合契約書及び公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の意見書(業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次項において同じ。)を併せて備えて置かなければならない。</p> |

B) 施行日:2024年9月2日

C) 概要

監査の意見範囲が上記下線部分のとおり変更となります。具体的には業務報告書が意見範囲の対象外となります。なお、当改正に伴い、「投資事業有限責任組合契約に関する法律第8条第2項に基づき、公認会計士又は監査法人が意見を作成する際の、監査対象以外の書類等の取扱いについて」(https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/lps_audit_20240902.pdf)も更新されていますので、併せてご確認ください。

| 財務諸表等項目 | 改正後 | 改正前 |
|---------------------|---|---|
| 貸借対照表 | 監査対象 | 監査対象 |
| 損益計算書 | 監査対象 | 監査対象 |
| 重要な会計方針 及びその他の注記 | 監査対象 ※後述のとおり、重要な後発事象注記追加 | 監査対象 |
| 業務報告書 | その他の記載内容 | <ul style="list-style-type: none">■ 会計に関する部分:監査対象■ 会計に関する部分以外:その他の記載内容 |
| 附属明細書 | <ul style="list-style-type: none">■ 貸借対照表及び損益計算書に係るもの:監査対象■ 貸借対照表及び損益計算書に係るもの以外:その他の記載内容 | <ul style="list-style-type: none">■ 会計に関する部分:監査対象■ 会計に関する部分以外:その他の記載内容 |

なお、附属明細書「2. 投資先会社等の状況及び主要な財務数値」については、有責組合の会計帳簿の記録に基づく記載部分ではないため、引き続き監査意見の対象外となります。

当改正の影響を反映し、業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」(https://jcpa.or.jp/specialized_field/20240917ifr.html)も改正されていますので、こちらも併せてご確認ください。具体的には、以下の2点となります。

1. 重要な後発事象注記の追加

従前より、重要な後発事象に関する事項は業務報告書に「3. 決算期後に生じた有責組合の状況に関する重要な事実」として記載することとされていましたが、業務報告書が監査の意見範囲から除外されたことに伴い、注記にも併せて「重要な後発事象」として記載することとなりました。

業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」

付録1 有責組合会計規則に準拠した財務諸表等のひな型

(3) 注記のひな型

5. 重要な後発事象

.....

(記載上の注意)

期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生した事象のうち、翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす会計事象については、その内容を注記するとともに、業務報告書の「3. 決算期後に生じた有責組合の状況に関する重要な事実」にも記載する。

2. 監査報告書の文例の更新

監査意見の対象の変更に伴い、文例が更新されています。

業種別委員会実務指針第38号「投資事業有限責任組合における会計上及び監査上の取扱い」

付録5 有責組合会計規則に準拠した財務諸表等に対する監査報告書の文例

| 新(一部抜粋) | 旧(一部抜粋) |
|--|---|
| <p>監査意見 当監査法人(注5)は、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」(以下「法律」という。)第8条第2項の規定に基づき、○○投資事業有限責任組合の×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに附属明細書(貸借対照表及び損益計算書に係るものに限る。)について監査を行った。</p> | <p>監査意見 当監査法人(注5)は、「投資事業有限責任組合契約に関する法律」(以下「法律」という。)第8条第2項の規定に基づき、○○投資事業有限責任組合の×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針、<u>その他の注記及び業務報告書(会計に関する部分に限る。)</u>並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、業務報告書及び附属明細書について監査意見の対象とした会計に関する部分は、業務報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち、投資事業有限責任組合の会計帳簿の記録に基づく記載部分である。</p> |
| <p>その他の記載内容 その他の記載内容は、<u>業務報告書及びその附属明細書(附属明細書のうち、貸借対照表及び損益計算書の附属明細書に係るものを除く。)</u>に含まれる情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。</p> | <p>その他の記載内容 その他の記載内容は、<u>業務報告書及び附属明細書に含まれる情報のうち、監査意見の対象とした会計に関する部分以外の情報</u>である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。</p> |

D) 留意点

監査実施に当たっては、当改正をいつから適用するかについては留意が必要となります。当改正には経過措置が設けられておりませんので、施行日以降は当改正が適用されることとなります。一方で、改正前に監査契約を締結している場合、当然に改正前における意見範囲で監査契約を締結していることが想定されます。この場合、当該個別の監査契約を覚書の締結により変更するのか、契約を変更せず改正前の意見範囲のまま監査を実施するのか、判断の余地があると解されます。そのため、進行期に関する監査契約が締結済の場合、監査法人などと早期にディスカッションすることが望ましいと考えられます。

おわりに

今回のファンドニュースでは、有責法の改正について条文を参照しながら、その概要を説明しました。当改正には、暗号資産への投資のように未施行のものや解釈に幅がある内容も当然に含まれています。また、会計規則の改正も含め、有責組合を取り巻く経済環境や規制環境は目まぐるしく変化しています。当改正を含めご不明な点がある場合には、個別の監査実務についてはご担当の監査法人などに、一般的な内容については、PwC Japan有限責任監査法人にご連絡およびご相談いただけますと幸いです。当法人がご提供するサービスに対してご質問やご興味がありましたら、以下の問い合わせフォームからご連絡いただければと思います。

PwC Japan 有限責任監査法人
資産運用アシュアランス部
シニアマネージャー 反 保 卓 丸

PwC Japan 有限責任監査法人 資産運用アシュアランス部
お問い合わせフォーム

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかつたことによって発生した結果について、PwC Japan有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2024 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.